



令和4年5月30日

奈良県田原本町

## 地域貢献活動応援制度の創設について

田原本町では、職員が職務外に積極的に地域貢献活動に参加し、町民との交流を深めることにより、町民との協働によるまちづくりをより一層活発に進めて行くため、職員が報酬を得て地域貢献活動へ従事する場合の基準を定め、令和4年5月1日より運用を開始しています。

### 対象となる活動

1. 公益性が高く、継続的に行う地域貢献活動であって、報酬を伴うもの
2. 町内外の地域の発展、活性化に寄与する活動

### 対象者

一般職の職員であり、活動開始予定日において在職1年以上であることなどが要件。

### 活動要件

勤務時間外、週休日及び休日における活動であり、職務の遂行に支障を来すおそれがないこと、信用失墜行為の発生のおそれがないこと、営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないことなど。

### 活動例

- ・障がい者支援活動
- ・手話通訳活動
- ・商店街等の商業活性化の活動
- ・観光ガイドや観光に係る刊行物の発行等の活動
- ・スポーツ少年団のコーチ
- ・スポーツ大会での審判
- ・地域の防災、防犯講習の講師
- ・救命講習の講師
- など。

この件に関するお問い合わせ先：

町長公室人事課

TEL 0744-34-2056